

林業安全コラム

相互注意でありがとう みんなで
つくろう安全職場 ヨシ！

(2016年度 安全衛生スローガン<月間重点活動>)

○ 林業労働安全推進対策による安全診断の有効活用について

林野庁の委託事業で平成27年度から実施している林業労働安全推進対策の中で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第81条第1項に規定する労働安全コンサルタントの資質を有する専門家が現場に出向き、林業事業者の経営管理者の方々の安全意識を高めてもらうよう、安全診断を実施しています。

具体的には、経営管理者の皆様にも事業者責任について理解を深めていただくとともに、

- ① 安全管理者、衛生管理者や安全衛生推進者等を選任し、安全衛生管理体制を整えているか
- ② 設備、作業方法、作業手順等を新しく導入する場合や変更する際、リスクアセスメントやその結果に基づく措置を行っているか
- ③ 安全な作業現場の維持管理を行っているか
- ④ 安全な林業機械を配置して、従業員に安全に使用させているか
- ⑤ 従業員に対して、安全衛生上必要な教育を行っているか

等の診断を労働安全コンサルタントが行い、その結果を評価し、安全管理体制の確立に向けた指導を行うこととしています。

経営管理者の方々には、安全診断にかかる費用の負担はありませんので、災害が起きる前に、是非診断を受け、あらためて労働災害防止に向けて、より一層の取組を進めていただきたく、よろしくお願い致します。

※お問い合わせ、お申し込みは、

全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org

まで、お願いします。

○ 林業退職金共済制度への加入について

林業退職金制度は、林業就業者の皆様にも加入いただくことにより、林業就業者の方々の福祉の増進、ひいては、森林の整備や林業の振興にも役立つことが期待されます。

このためには、一人でも多くご加入いただくことが必要です。新年度が始まるに当たり、事業主の方々には、再度、本制度をご理解いただき、林業就業者の加入促進にご協力下さい。

<お知らせ>

平成28年度のスタートを迎えることとなりますが、今年度の災害防止目標を設定し、災害のない、明るい職場づくりを目指し、取り組んで下さいますよう、今年度もよろしくお願い致します。

林業労働対策室
労働安全衛生班